

鹿 児 島 県 公 報

平成30年 6 月 19 日（火） 第3426号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 保安林の指定の解除予定の通知 (森づくり推進課取扱い) 1
- 肥料の登録の有効期間の更新 (食の安全推進課取扱い) 1
- 道路の区域の変更 (道路維持課取扱い) 2
- 道路の供用の開始 (道路維持課取扱い) 2
- 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の廃止 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 2
- 映画の推奨公告 (青少年男女共同参画課取扱い) 2
- 河川法に基づく二反田川水系河川整備基本方針の公表 (河川課取扱い) 3
- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 3

告 示

鹿児島県告示第691号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により，農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成30年 6 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除予定保安林の所在場所
曾於市大隅町中之内字間手ヶ峯2157番7
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
道路用地とするため

鹿児島県告示第692号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により，次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

平成30年 6 月 19 日

鹿児島県知事 三反園訓

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1178号	平成36年4月27日	魚かす粉末	魚粉末	窒素全量 6.1 りん酸全量 7.5	該当なし	有限会社馬場水産	熊毛郡屋久島町一湊2288番地9
鹿児島	平成36年	炭酸カル	粒状20炭	アルカリ分55.0	その他の制限事項	株式会社	始良市加

県肥第 1241号	6月25日	シウム肥 料	酸苦土石 灰	可溶性苦土20.0	は公定規格のお り	南洲石灰 工業	治木町港 町180番地
鹿児島 県肥第 1295号	平成36年 6月14日	炭酸カル シウム肥 料	島の宝	アルカリ分50.0	その他の制限事項 は公定規格のお り	和泊町	大島郡和 泊町和泊 10番地

鹿児島県告示第693号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成30年6月19日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年6月19日

鹿児島県知事 三反園訓

道路 の 種類	路 線 名	変 更 の 区 間	変 更 前 後 の 別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
国道	58号	大島郡瀬戸内町大字勝浦字南田1536番地先から同町大字勝浦字上平田1567番1地先まで	前 後	33.2～34.3 33.2～56.1	53.5 53.5

鹿児島県告示第694号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成30年6月19日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成30年6月19日

鹿児島県知事 三反園訓

道路 の 種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
国道	58号	大島郡瀬戸内町大字勝浦字南田1536番地先から同町大字勝浦字上平田1567番1地先まで	平成30年 6月19日

始良・伊佐地域振興局告示第13号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定通所支援の事業の廃止の届出があった。

平成30年6月19日

始良・伊佐地域振興局長 下村一彦

事 業 所		指定障害児通所支援事業者			廃止年月 日	障 害 児 通 所 支 援 の 種 類
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名		
支援センターお おぞら	始良市西餅田 3593番地9	特定非営利活動 法人ひまわり福 祉会	霧島市国分中央 一丁目9番22- 411号キャニオ ン105国分	藤川 隆司	平成30年 6月1日	児童発達 支援

公 告

映画の推奨公告

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第5条第1項の規定により、次のとおり映画の推奨をした。

平成30年6月19日

鹿児島県知事 三反園訓

推 奨 番 号	68
推 奨 年 月 日	平成30年6月11日
種 別	映画
題 名	野球部員，演劇の舞台に立つ！
製作又は配給社名	京映アーツ
対 象	青少年向き
推 奨 の 理 由	昭和58年4月1日鹿児島県告示第642号（鹿児島県青少年保護育成条例に基づく推奨に関する認定基準）の1から5までに該当するものであり，青少年の健全な育成上特に有益である。

河川法に基づく二反田川水系河川整備基本方針の公表

河川法（昭和39年法律第167号）第16条第1項の規定により，二反田川水系河川整備基本方針を定めたので，鹿児島県土木部河川課及び南薩地域振興局建設部河川港湾課において縦覧に供する。

平成30年6月19日

鹿児島県知事 三反園訓

公安委員会告示

鹿児島県公安委員会告示第56号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は，遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

平成30年6月19日

鹿児島県公安委員会委員長 豊島忍

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
回胴式遊技機	パチスロGANTZ／CS	株式会社クロスアルファ	7S1704
回胴式遊技機	パチスロ本家だるま猫／CS	株式会社クロスアルファ	7S1094
回胴式遊技機	アレックスAE	株式会社アクロス	8S0123
回胴式遊技機	パチスロ東京レイヴンズ／GX	株式会社オーイズミ	7S1856